

輸出令別表第1の8の項（省令第7条）

貨 物 名 :

メーカ一名：

型及び等級：

ハ°ラメータ シート

様式：該貨コ-8

(P1/4)

(平成23年7月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
《省令第7条第一号、第三号、第四号》 (輸出令別表第1の4の項に該当するものを除く) ・ 下記の一、三、四のいずれかの項にあてはまるか？ ↓ (「はい」と答えた場合) ・ 次の一、三、四のうちあてはまるものの□にレ又は×を記して、それぞれの問いに答えること： □ 一 電子計算機若しくはその附属装置、又はその部分品： □ 電子計算機、□ 附属装置、□ 部分品 (注意) 部分品については、部分品で判定せず、 それが使用された状態又は組み込まれた 状態での電子計算機の仕様について、 以下のイ及びロに回答し、判定する。 イ 85度を超える温度又は零下45度より低い温度 で使用することができるように設計したものか？ () 内に使用温度範囲を記入する。 ↓ (「はい」と答えた場合) 電子計算機であって、民生用の自動車、鉄道用の車両 又は民間航空機のために設計したものか？ ロ 放射線による影響を防止するように設計したものか？ ↓ (「はい」と答えた場合) 民間航空機のために設計したものか？ ↓ (「いいえ」と答えた場合) 次のいずれかに該当するものか？ (下記の□内にレ又は×を記入)。 □ (1) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを 超える放射線照射に耐えられるように設計した もの () 内に全吸収線量を記入する。 □ (2) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000 グレイを超える放射線照射により障害を発生 しないように設計したもの () 内に吸収線量を記入する。 □ (3) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分 の1毎ビット未満となるように設計したもの () 内にエラー率を記入する。 二 削除	□ いいえ (チェック終了) □ いいえ □ はい □ はい □ はい □ いいえ ←三へ □ はい ←三へ □ いいえ □ いいえ	□ はい □ はい □ いいえ □ いいえ □ はい □ はい □ はい	(°C) ～ (°C) 運用通達より。 「告示で定める貨物」 (下記「注」参照) (グレイ) (グレイ) (ビット/日)

「注」：「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

質 問 事 項	回	答	備 考
☐ 三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品：			
イ フォールトトレラント機能を有するものか？	☐ いいえ	☐ はい	
↓（「はい」と答えた場合）			
次のいずれかに該当することを利用しているデジタル電子計算機又はその附属装置か？ （下記の□内にレ又は×を記入）。	☐ はい	☐ いいえ	運用通達より （*）（1）に規定してあるものの以外を併せ利用している場合は（1）に含まれない。
☐ （1）主記憶装置中の誤り検出又は訂正アルゴリズム（*） ☐ （2）2台のデジタル電子計算機を結合して1つのシステムを構成し、そのうちの一方の中央処理装置は常時鏡像状態で遊んでいて他方の活動状態の中央処理装置に障害が発生したときに後者に代わって前者がシステムの機能を継続させること。 ☐ （3）2台の中央処理装置をデータチャンネルで結合するなり、記憶装置を共有させるなりして1つのシステムを構成し、一方の中央処理装置に障害が発生するまで他方の中央処理装置は他の仕事を行い、前者に障害が発生すると後者が前者の仕事も引き受け、システムの機能が継続することを許すこと。 ☐ （4）2つの中央処理装置をソフトウェアにより同期させることにより1つのシステムを構成し、一方の中央処理装置は他方の中央処理装置に障害が発生するとそのことを認識し、タスクの復旧を行うこと。			
☐ 削除			
ハ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が1.5実効テラ演算を超えるものか？ （ ）内に加重最高性能値を記入する。	☐ いいえ	☐ はい	（ 実効テラ演算）
☐ 削除			
ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が1.5実効テラ演算を超えるものか？ （ ）内に加重最高性能値を記入する。	☐ いいえ	☐ はい	最大構成時の加重最高性能を記入。 （ 実効テラ演算）
☐ 削除			

質 問 事 項	回 答	備 考
ト デジタル電子計算機の附属装置であって、アナログデジタル変換用のものであり、次のいずれかに該当するものか? (下記□内にもレ又は×を記入)。 () 内に分解能及び出力速度を記入する。 <u>分解能</u> <u>出力速度が以下規制値を超えるもの</u> ☐ 8ビット以上10ビット未満 500メガサンプリング毎秒 ☐ 10ビット以上12ビット未満 300メガサンプリング毎秒 ☐ 12ビット 200メガサンプリング毎秒 ☐ 12ビット超14ビット以下 125メガサンプリング毎秒 ☐ 14ビットを超えるもの 20メガサンプリング毎秒	☐ いいえ ☐ はい	アナログデジタル変換器の規制(省令第6条第一号ホ) (ビット) (マガサンプリング 毎秒)
チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計したデジタル計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるものか? はいの場合 () 内にデータ転送速度を記入する。	☐ いいえ ☐ はい	(ギガバイト毎秒)

質 問 事 項	回 答		備 考
・本三号の該非の確定 上記のイからチまでのいずれかに該当するか？ （上記のイからチまでの回答欄において、右欄の 枠で囲まれた回答のいずれかがチェック されているか？） ↓（「はい」と答えた場合） 次のリからルまでのいずれかに該当するもの、又は これらの部分品か？（下記の該当する□内にレ又は×を 記入）。 ☐ リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を 稼働するために必要不可欠であるもののうち、 当該装置の主要な要素（価額構成比で35%を超える） でないものか？ ☐ ヌ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を 稼働するために必要不可欠であるもののうち、 その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に 限定されているものか？ ☐ ル 輸出令別表第1の9の項（1）から（3）まで又は （5）から（5の4）に掲げる貨物に内蔵された ものであって、当該装置を稼働するために必要 不可欠であるものか？ ☐ 四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの 又はその附属装置若しくは部分品か？ （下記の□内にレ又は×を記入）。 ☐ イ シストリックアレイコンピュータ ☐ ロ ニューラルコンピュータ ☐ ハ 光コンピュータ	☐ いいえ ←四へ	☐ はい	主要な要素の比率 （ % ） （プログラムシート F又はGにより算出 する。）
次（「はい」と答えた場合） 次のリからルまでのいずれかに該当するもの、又は これらの部分品か？（下記の該当する□内にレ又は×を 記入）。 ☐ リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を 稼働するために必要不可欠であるもののうち、 当該装置の主要な要素（価額構成比で35%を超える） でないものか？ ☐ ヌ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を 稼働するために必要不可欠であるもののうち、 その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に 限定されているものか？ ☐ ル 輸出令別表第1の9の項（1）から（3）まで又は （5）から（5の4）に掲げる貨物に内蔵された ものであって、当該装置を稼働するために必要 不可欠であるものか？ ☐ 四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの 又はその附属装置若しくは部分品か？ （下記の□内にレ又は×を記入）。 ☐ イ シストリックアレイコンピュータ ☐ ロ ニューラルコンピュータ ☐ ハ 光コンピュータ	☐ はい （上記のイから チの判定にかか わらず非該当と なる。）	☐ いいえ （上記のイから チの判定により 該当となる。）	
以上の結果、省令第7条に該当するか。	☐ 非 該 当	☐ 該 当	

(注1) 暗号機能、秘密保護機能

輸出令別表第1の9の項に対する注釈（運用通達）に従い、暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品は、貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定により判定すること。

判定

回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、☐ 枠又は☐ 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者：（作成年月日 年 月 日）

会 社 名

所属・役職

（フリガナ）

氏 名

電 話

印